

学校法人 磯野学園 国風第一幼稚園
園 則

第1章 総則

第1条 この幼稚園は、国風第一幼稚園という。

第2条 この幼稚園は、名古屋市西区笠取町2丁目89番地に置く。

第3条 この幼稚園は、教育基本法に則り、学校教育法に従い幼児保育し、
適当なる環境を与えて、その心身の発達を助長し、併せて家庭教育を補うことを目的とする。

第4条 修業年限、入園資格、定員及び学級並びに学級編成は、次のとおりとする。

1. 修業年限 1年、2年、3年、4年未満
2. 入園資格 満3歳より小学校就学の始期に達するまでの幼児
3. 定員・学級 255人 9学級
4. 学級編成 3歳児 25人×3学級
4歳児 30人×3学級
5歳児 30人×3学級

第2章 学年、学期及び休業日

第5条 この幼稚園の学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第6条 この幼稚園の学年は、次の3学期に分ける。

1. 第1学期 4月1日から8月31日まで
2. 第2学期 9月1日から12月31日まで
3. 第3学期 1月1日から3月31日まで

第7条 この幼稚園の休業日は、次の通りとする。但し必要に依って多少変更することが出来る。

1. 国民の祝日に関する法律に規定する日
2. 土曜日
3. 日曜日
4. 夏季 7月21日から8月31日まで
5. 冬季 12月25日から1月7日まで
6. 学年末 3月21日から3月31日まで

第3章 教育課程及び教育日程数

第8条 この幼稚園の教育課程及び教育日時数は、幼稚園教育要領に依って園長が定める。

第4章 教育課程修了の認定

第9条 この幼稚園の教育課程の修了は、平素の成績を考慮して定める。

第 10 条 この幼稚園の園長は、所定の教育を修了したと認めた者には、別記様式の修了証書を与える。

第 5 章 入園、転園及び休園

第 11 条 この幼稚園の入園時期は、4 月 1 日とする。但し欠員のある時は、随時入園を許可することがある。

第 12 条 この幼稚園に入園しようとする場合には、所定の手続きを経なければならない。

第 13 条 この幼稚園を退園しようとする時、又は転園しようとする時は、その事由を具して保護者から園長に願い出なければならない。

第 14 条 この幼稚園を病気その他やむを得ない理由により引き続き 1 ヶ月欠席し、なお 2 ヶ月以上欠席を要すると認めた者には願い出に依って、園長は 1 ヶ年以内を限り休園を許可することが出来る。なお教育上必要と認めた時、園長は 1 年以内を限り休園を命ずることが出来る。

第 6 章 職員組織

第 15 条 この幼稚園には、次の職員を置く。

1. 園長 1 名
2. 教頭 1 名
3. 教諭 9 名以上
4. 園医 1 名
5. 園歯科医 1 名
6. 園薬剤師 1 名
7. 事務職員 1 名以上
8. 運転手 1 名以上

第 7 章 授業料、入園料その他の費用

第 16 条 この幼稚園の授業料は、次表のとおりとする。

	平成 29 年度以降の入園児（平成 28 年度 3 歳児進級児を含む）	平成 28 年度以前の入園児（但し、平成 28 年度の満 3 歳入園児を除く）
授業料	27,000 円（給食の提供に係る経費を含む）	26,000 円（給食の提供に係る経費を含む）

2 授業料は、毎月 7 日までに納付するものとする。

第 17 条 この幼稚園に在籍する期間は、出席の有無にかかわらずその月の授業料は、納付するものとする。但し、1 ヶ月全日を欠席した者には、その月の授業料のうち給食の提供に係る経費は徴収しない。また、休園中の者は、授業料の納付を免除する。

第 18 条 この幼稚園に入園を希望する者は、入園検定料 3,000 円を添えて申込み、入園を許可されたら直ちに入園料 35,000 円を納付するものとする。

2 但し、本園教職員、卒園児、在園児及び卒園児の保護者の推薦により入園検定が免除される者は、入園検定料の納付を免除するものとする。

第 19 条 この幼稚園に対し既に納付した授業料等は如何なる理由があっても返還しない。

第 8 章 褒賞

第 20 条 この幼稚園の園長は、心身の発達著しい他の模範となる者には、褒賞することがある。

第 9 章 雑則

第 21 条 この園則の実施に関して必要な細則は、園長が定める。

附 則

1 この幼稚園々則は、昭和 53 年 4 月 1 日から実施する。

2 この園則実施に必要な細則は、園長が定める。

3 この園則は、昭和 59 年 4 月 1 日から実施する。

4 この園則は、平成 2 年 4 月 1 日から実施する。

5 この園則は、平成 3 年 4 月 1 日から実施する。

6 この園則は、平成 5 年 4 月 1 日から実施する。

7 この園則は、平成 6 年 4 月 1 日から実施する。

8 この園則は、平成 7 年 4 月 1 日から実施する。

9 この園則は、平成 9 年 4 月 1 日から実施する。

10 この園則は、平成 12 年 4 月 1 日から実施する。

11 この園則は、平成 16 年 4 月 1 日から実施する。

12 この園則は、平成 17 年 4 月 1 日から実施する。

13 この園則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の学則第 16 条の規定は、平成 19 年度入園児及び 3 歳児進級児から適用する。平成 18 年度の満 3 歳児入園児を除く平成 18 年度以前の入園児については、なお従前の学則による。

14 この園則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

15 この園則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

16 この園則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

17 この園則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

18 この園則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

19 この園則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式

第 号	国 風 第 一 幼 稚 園 長 印	学 校 法 人 磯 野 学 園	平 成 年 月 日	右 は 本 園 の 課 程 を 修 了 し た こ と を 証 す る	氏 名 生 年 月 日	園 印	修 了 証 書
--------	---	--------------------------------------	-----------------------	--	----------------------------	--------	------------------